

社会福祉法人林檎の里役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は社会福祉法人林檎の里定款第8条及び第21条並びに社会福祉法人林檎の里評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、社会福祉法人林檎の里の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長には、報酬を支給する。

2 理事長に支給する報酬は、別記1のとおりとする。

3 理事長に対する報酬のうち、月額によるものは毎月、日額によるものは勤務した日の属する月の翌月に支給する。その他の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

(業務執行理事の報酬)

第3条 業務執行理事には、報酬及び通勤手当を支給する。

2 業務執行理事に支給する報酬は、別記2のとおりとする。

3 業務執行理事に支給する報酬及び通勤手当の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人林檎の里職員給与規程の例による。

(非常勤の評議員、理事、監事の報酬)

第4条 非常勤の評議員、理事、監事の報酬は、別記3のとおりとする。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会委員の報酬は、別記4のとおりとする。

(実施規程)

第6条 この規程に基づく報酬等の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

2 従前の、社会福祉法人林檎の里非常勤役員等報酬規程（平成28年4月1日施行）及び社会福祉法人林檎の里常勤役員報酬規程（平成28年4月1日施行）は、平成29年6月27日限りで廃止する。

別記 1 (理事長の報酬)

| | | |
|-------|-----|---------------|
| 報 酬 額 | 月 額 | 3 0 , 0 0 0 円 |
| | 日 額 | 1 0 , 0 0 0 円 |

別記 2 (業務執行理事の報酬)

| | | |
|-------|-----|-----------------|
| 報 酬 額 | 月 額 | 3 6 3 , 5 0 0 円 |
|-------|-----|-----------------|

別記 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

| | | |
|-------|-----|-------------|
| 報 酬 額 | 日 額 | 5 , 0 0 0 円 |
|-------|-----|-------------|

(2) 理 事

| | | |
|-------|-----|-------------|
| 報 酬 額 | 日 額 | 5 , 0 0 0 円 |
|-------|-----|-------------|

(3) 監 事

| | | |
|-------|-----|-------------|
| 報 酬 額 | 日 額 | 5 , 0 0 0 円 |
|-------|-----|-------------|

別記 4 (評議員選任・解任委員会委員の報酬)

| | | |
|-------|-----|-------------|
| 報 酬 額 | 日 額 | 5 , 0 0 0 円 |
|-------|-----|-------------|